

川崎市高齢者虐待防止事業実施要綱

平成19年4月1日付19川健高事第124号健康福祉局長専決
最終改正 令和6年12月18日付6川健地推第1223号健康福祉局長専決

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、高齢者に対する虐待防止及び早期対応を図るため、高齢者本人や家族等からの相談を受けるとともに、高齢者虐待に関する知識の普及・啓発等を行い、高齢者及びその家族等が、安心して生活できるような地域環境の整備を行うことを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者虐待に関する知識等の普及啓発事業
- (2) 高齢者虐待に関する相談事業
- (3) 養護者による在宅高齢者の虐待事例についての対応
- (4) 養介護施設従事者等による虐待事例についての対応
- (5) その他

第2章 養護者による在宅高齢者の虐待の対応

(相談窓口、通報・届出窓口)

第3条 前条第2号に掲げる相談事業は、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課又は地域包括支援センターにおいて

行うものとする。

- 2 高齢者虐待防止法第7条による在宅高齢者の虐待についての通報・届出窓口は、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課とする。

（緊急性の判断）

第4条 前条第2項による通報・届出がなされたときに、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長は、以下に掲げる者のうち必要と認める者に、第1号様式に基づいたリスクアセスメントを実施させ、「生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある」状況かどうかを判断するものとする。

- （1）高齢・障害課長、高齢・障害課担当課長〔高齢・障害第2〕
- （2）高齢者支援係長、高齢・障害課担当係長〔高齢者支援第1〕、高齢・障害課担当係長〔高齢者支援第2〕
- （3）高齢者支援係職員、高齢者支援第1担当職員、高齢者支援第2担当職員
- （4）障害者支援係長又は障害者支援係職員、高齢・障害課担当係長〔障害者支援第1〕又は障害者支援第1担当職員、高齢・障害課担当係長〔障害者支援第2〕又は障害者支援第2担当職員
- （5）生活保護、地域保健担当部署等の担当者
- （6）その他

- 2 前項の緊急性の判断により、危険と判断した場合は、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課は、必要に応じ、高齢者虐待防止法第11条により、被虐待高齢者宅への立入調査を行うなど、状況の把握をするものとする。

3 高齢者虐待防止法第11条に基づき立入調査権を行使する際は、第2号様式の立入調査票を携帯することとする。

4 高齢者虐待防止法第11条に基づき立入調査権を行使する際は、必要に応じて、第3号様式により、警察に協力依頼を行うものとする。

(ネットワーク・ミーティングの開催)

第5条 前条により、早急に「生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある」ケースとまではいえず、虐待が疑われるようなケースについては、必要に応じて、なるべく早期に、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）高齢・障害課が事務局となり、次に掲げる者のうち、区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長が必要と認める者により、「ネットワーク・ミーティング」の開催に努めるものとする。

(1) 区役所高齢・障害課

(2) 地域包括支援センター職員

(3) 介護支援専門員

(4) その他

2 前項に基づき、開催するネットワーク・ミーティングにおいては、情報の共有に努め、処遇方針を検討するとともに、その役割分担を行うなど、今後の対応の円滑な実施に向けた検討を行うものとする。

3 ネットワーク・ミーティングで決定された処遇方針、役割分担について、定期的に、情報交換やモニタリングを実施し、必要に応じて、処遇方針について再検討を行うものとする。

4 ネットワーク・ミーティングにおいては、生命・身体の保護に必要なケースで本人の同意を得ることが困難であるかどうかを事務局で判断し、必要に応じて、個人情報を含め会議資料として提供することとする。ただし、会議終了

後、適宜、事務局で回収することとし、会議において知り得た個人の情報については、他に漏らさないものとする。

(処遇の検討)

第6条 高齢者虐待に係る処遇について、次に掲げる方策を例に、様々な角度から検討を行い、処遇方針を立てるものとする。

- (1) 介護サービス、福祉サービスの利用
- (2) 病院への入院、老人福祉施設への入所
- (3) 家族への支援、家族間の調整
- (4) 成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応

(通報及び調査)

第7条 高齢者虐待防止法第21条による通報窓口は、健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課（以下「高齢者事業推進課」という。）とする。

- 2 前項により通報を受けた高齢者事業推進課は、養介護施設等の協力のもと、当該通報に係る事実確認等の調査を行い、迅速かつ適切な対応を講じるものとする。

(権限の行使)

第8条 高齢者事業推進課は、前条による通報に基づき、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実を確認した場合は、関係機関と連携のうえ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による必要な権限を行使する。

第4章 雑則

(その他の事項)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日より施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日より施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日より施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年１０月１日より施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日より施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日より施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日より施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日より施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月１日より施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１月１日より施行する。

危害リスク確認シート

相談・通報のあった高齢者：氏名（ ） 性別（ ）
 年齢（ ） 要介護度（ ） 記載日時： 年 月 日
 記入者（ ）

①、②、⑥については、該当する項目があればそれを○で囲み、[]に○を入れる。それ以外の項目については、a[]、b[]、c[]のいずれかに○印。【対応の目安】については○に✓を入れる。【対応の目安】はあくまでも目安。リスクやストレングスを含め総合的に判断し、安全探しシートの＜当面の対応方針＞に、現時点での最終判断を記述する。

★危害状況の確認

ナビ	1	すでに重大な結果が生じていますか？ [] 頭部外傷（血腫 骨折） 腹部外傷 意識混濁 重度の褥そう 重い脱水症状 脱水症状の繰り返し 栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他（ ） 【対応の目安】 ☐ ①に○がつけば、保護を前提とした対応。
イ	2	② 重大な結果が生じるおそれの強い以下のような状態が見られますか？ [] 頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷 きわめて非衛生的な状態 怯え 脱水症状 著しい体重減少 その他（ ） ③ 被害待者は意思疎通が可能ですか？ a[] できない b[] できる c[] 不明 ④ 被害待者が保護を求めていますか？ a[] 保護を求めている b[] 保護を求めている c[] 不明 ⑤ ②に示すような状態がこれまでも見られましたか？ a[] 繰り返し見られた ときどき見られた b[] まれに見られた まったくなかった c[] 不明 【対応の目安】 ☐ ②に○がつき③のaもしくはcに○がつけば、保護を前提とした対応。 ☐ ②に○がつき③のbと④のaに○がつけば、保護を前提とした対応。 ☐ ②に○がつき、③と④のbに○がついても、⑤のaもしくはcに○がつけば、リスク要因と安全探しシートの結果を考慮の上、保護もしくは集中的援助。 ☐ ②に○がつき、③と④および⑤のbに○がつけば、リスク要因と安全探しシートの結果および養護者の状況・意向等を考慮の上、保護もしくは集中的援助。
エ	3	⑥ 重大な結果につながっていくおそれのある以下のような状態が見られますか？ [] 打撲痕 擦過傷 非衛生状態 暴言/威圧/無視/行動制限等による怯え・苦痛・萎縮・強い不安等 生活費・預金等の搾取による生活上の困難 その他（ ） ⑦ 被害待者は意思疎通が可能ですか？ a[] できない b[] できる c[] 不明 ⑧ 被害待者が保護を求めていますか？ a[] 保護を求めている b[] 保護を求めている c[] 不明 ⑨ ⑥に示すような状態がこれまでも見られましたか？ a[] 繰り返し見られた ときどき見られた b[] まれに見られた まったくなかった c[] 不明 【対応の目安】 ☐ ⑥に○がつき⑦のaもしくはcに○が、また、⑨のaもしくはcに○がつけば、リスク要因と安全探しシートの結果を考慮の上、保護もしくは集中的援助。 ☐ ⑥に○がつき⑦のbと⑧のaに○がつけば、リスク要因と安全探しシートの結果を考慮の上、保護もしくは集中的援助。 ☐ ⑥に○がつき⑦と⑧のbに○がついているが、⑨のaもしくはcに○がつけば、基本的に集中的援助。ただし、危害状態の程度、リスク要因と安全探しシートの結果、養護者の状況・意向等を考慮の上、見守り体制の整備もあり。 ☐ ⑥に○がつき⑦と⑧および⑨のbに○がつけば、危害状態の程度、被害待者の健康状況、リスク要因と安全探しシートの結果、養護者の状況・意向等を考慮の上、集中的援助もしくは見守り体制の整備。
＜起きている/起きていた危害（ハームステイメント）＞ (1)いつ、どこで、(2)誰が、誰に、(3)どのようにして、どのようなことを行ったか/行っているか、(4)その結果、何が起きているか。		

★リスク（状況を複雑化する要因）の確認

1	虐待を受けている高齢者の状態 [] 認知症程度：Ⅰ Ⅱa Ⅱb Ⅲa Ⅲb Ⅳ M [] 行動上の問題：徘徊 暴力行為 昼夜逆転 不穏興奮 失禁 その他（ [] 寝たきり度：J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 [] 性格の問題（偏り）：衝動的 攻撃的 粘着質 依存的 その他（ [] 精神疾患・依存症（ [] その他（
2	虐待をしている養護者の状態 [] 精神的不安定・判断力の低下 [] 重い介護負担感 [] 介護疲れ [] 不眠・睡眠不足 [] 長期に渡る介護（ 年） [] 認知症に対する非現実的な認識 [] 介護に関する知識・技術不足 [] 被虐待者への拒否的感情や態度 [] 虐待者が暴力の被害者（ [] 性格の問題（偏り）：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他（ [] 障害・疾患：知的障害 精神疾患・依存症（ ） 未受診 その他（ [] 経済的問題：低所得 失業 借金 被虐待者への経済的依存 その他（ [] 虐待の認識：虐待の自覚なし 認めたがらない [] 援助者との接触回避（ [] その他（
3	家族状況 [] 二人のみの暮らし（ [] 副介護者なし [] サービス利用なし／少ない（ [] 長期にわたる虐待者・被虐待者間の不和 [] 虐待者・被虐待者の共依存関係 [] その他の家族・親族の無関心 [] 住環境の悪さ：狭い 被虐待者の居室なし 非衛生的 その他（ [] その他（
<これから起こるかもしれない危険（デインジャーステイトメント）> <u>（1）いつ、どこで、（2）誰が、誰に、（3）どのようにして、どのようなことを行うおそれがあり、（4）その結果、何が起きると考えられるか。</u>	

注：集中的援助：複数の訪問者でモニタリングを強化。養護者との関係性を深め、公私のサービス・資源の利用拡大を図る。

見守り体制の整備 最低限、現在のサービス利用を継続、複数の訪問者でモニタリングを強化。状況変化に応じて対応できる関係者間で方向性・対応を共有。

①虐待を受けている高齢者のストレングス ○自己資源 [] コミュニケーションができる [] 自分の意思を表示できる [] 自分で避難できる [] 経済的に自立している [] 精神的に自立している [] その他 ()		○援助資源 [] 養護者以外に支援してくれる家族・親族がいる () [] 気にかけてくれる隣人・友人等がいる () [] 民生委員やボランティアの訪問がある () [] ケアマネジャーが訪問している () [] サービスを利用している () [] 趣味をもっている () [] その他 ()
②虐待をしている家族のストレングス ○自己資源 [] 虐待や放置をしていない時がある [] 介護する意欲はある [] 介護知識や技術を学ぶ気持ちはある [] 高齢者に対して気遣いがある [] 支援を求めている [] その他 ()		○援助資源 [] 支援してくれる家族・親族がいる () [] 相談や話のできる友人がいる () [] サービスを利用している () [] 息抜きできる時間や場をもっている () [] 趣味をもっている () [] その他 ()
③家族全体のストレングス ○内的資源 [] ふたりの仲はもともと悪くない [] 家庭の雰囲気はもともと悪くない [] その他 ()		○外的資源 [] 気にかけてくれる親族がいる () [] 皆がかわいがるペットがいる () [] 住環境は悪くない () [] その他 ()
<エコマップ・ジェノグラム> (インフォーマルネットワークも含む)	<当面の対応方針> <当面の役割分担> <家族の安全像> 本人・家族の内外のストレングスを組み合わせて、この家族がどのような状態が維持できていれば「大丈夫」と言えそうか。	
気にかけてくれる人、会いに来てくれる人 介護のことを話せる人に印をつける。		

(第2号様式)

証 票

川 第 号 年 月 日 交付

所 属

氏 名

上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

川 崎 市 長 名

印

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

川 第 号
年 月 日

警察署長殿

印

依頼事項	日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分			
	場所				
高齢者	援助方法	☐ 調査の立会い ☐ 周辺での調査 ☐ その他（ ）			
	ふりがな氏名	□ 男 ・ □ 女			
	生年月日	年 月 日 生（ 歳）			
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他（ ）			
	電 話	（ ） ー 番			
	職 業 等				
養護者等	ふりがな氏名	□ 男 ・ □ 女			
	生年月日	年 月 日 生（ 歳）			
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他（ ）			
	電 話	（ ） ー 番			
	職 業 等				
虐待の状況	高齢者との関係	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 子の配偶者 ☐ 孫 ☐ その他親族（ ） ☐ その他（ ）			
	行為類型	☐ 身体的虐待 ☐ 養護の著しい怠り ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待			
	虐待の内容				
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由					
警察の援助を必要とする理由					
担当者・連絡先		所属・役職			氏名
		電話（ ）	ー	番	内線
		携帯電話	ー	ー	番